物品・役務提供等における紙入札を認める基準の撤廃について(お知らせ)

当機構発注の物品・役務提供等の電子入札対象案件において、当初から電子入札システムではなく従来の紙による入札又は見積合わせ(以下「紙入札」という。)で参加するためには、その理由を付して契約担当役に申請し、承諾を得る必要がありましたが、今般、次のとおり運用を見直すこととしましたのでお知らせします。

## 1 見直し後の運用

物品・役務提供等においては、契約担当役に「紙入札方式参加願」を提出することで、紙入札により参加できます(理由は問いません。また、当機構から承諾書は発行しません。)。

## 2 運用開始時期

令和5年7月3日以降に入札手続き等を開始する案件から運用を開始します。

## 3 注意事項

工事・役務(建設コンサル等)については、これまでの運用と変更ありません。

<本件に関するお問合せ先>

経理資金部 会計課

電話 045-222-9049

※個別の発注案件については、各案件の契約担当課に お問合せください。